

居宅介護事業所 管理者 様

札幌市障がい福祉担当部長

平成 21 年 4 月の報酬改定による新設加算の算定に伴う留意事項について (通知)

平素は本市障がい者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成 21 年 4 月 1 日より各種加算が新設されたところですが、下記のとおり算定に関する留意事項について通知いたします。

記

1 初回加算 (200 単位 / 回 下記の 又は のいずれかに該当する場合に算定可能)
新規に居宅介護・重度訪問介護・行動援護計画を作成した利用者に対して、

サービス提供責任者が初回若しくは初回の居宅介護、重度訪問介護、行動援護を行った日の属する月に居宅介護、重度訪問介護、行動援護を行った場合。

サービス提供責任者以外の従業者が初回若しくは初回の居宅介護、重度訪問介護、行動援護を行った日の属する月に居宅介護、重度訪問介護、行動援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合。

の場合は、サービス提供責任者がサービス提供に同行した旨を、サービス提供の記録に明記する必要があります。

「初回」とは、利用者が過去 2 月 (暦月 (月の初日から月の末日まで)) に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合も含まれます。

複数のサービス (居宅介護と行動援護) を提供する場合、それぞれのサービスにおいて算定可能です。

一律に、月初めのサービス提供をした場合に加算されるものではありません。

当該加算を算定した日については、実績記録票の備考欄に「初回加算」と記載する必要があります。

2 緊急時対応加算 (100 単位 / 回 下記の場合に算定可能)

利用者またはその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護・重

(裏面へ続く)

度訪問介護・行動援護計画の変更を行い、計画的に訪問することとなっていない身体介護、通院等介助（身体介護あり）、重度訪問介護、行動援護について、要請から 24 時間以内に緊急に行った場合に算定できる。

家事援助、通院等介助（身体介護なし）、通院等乗降介助は加算の対象とはなりません。

利用者一人に対して一月に 2 回までの算定となります。

当該加算を算定する場合は、要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び加算の算定対象である旨等を記録するものとします。

当該加算を算定する場合は、所要時間が 20 分未満であっても、「30 分未満の身体介護」の算定は可能です。

当該加算を算定する場合は当該加算の対象となる身体介護と当該身体介護の前後に行われた身体介護の間隔が 2 時間未満であっても、所要時間を合算する必要はありません。

当該加算を算定した日については、実績記録票の備考欄に「緊急時対応加算」と記載する必要があります。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：堀井・一條
TEL011-211-2936 FAX011-218-5181